



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月13日
第486号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	1
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2
道路の供用廃止(道路保全課).....	2
自転車歩行者専用道路の指定(道路保全課).....	3
自転車歩行者専用道路の指定の解除(道路保全課).....	3

○ 公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告(労働雇用政策課).....	3
県営土地改良事業変更計画決定公告(農村振興課).....	3

○ 公安委員会規則

※刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則(刑事企画課).....	4
---	---

○ 議 会 告 示

※滋賀県議会委員会傍聴規程の一部改正.....	4
-------------------------	---

告 示

滋賀県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
グループホームかすみ草	東近江市中小路町658-1	株式会社ポルクス	東近江市中小路町658-1	短期入所	令和6.2.1	2510500842
ゆい	草津市北大萱町590	特定非営利活動法人結	草津市北大萱町590	就労継続支援B型	令和6.2.1	2510601079

滋賀県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ひかり園	長浜市鳥羽上町68-1	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町68-1	就労継続支援B型	2510300029	令和6.1.31

滋賀県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年2月13日から令和6年2月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	米原市宇賀野字浜1394番地先から	変更後	最小 14.5m 最大 68.8m	420.0m	自転車通行空間の整備に伴う道路区域の変更
		米原市宇賀野字浜須加1853番地先まで	変更前	最小 13.9m 最大 64.8m	420.0m	

滋賀県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年2月13日から令和6年2月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	米原市宇賀野字浜1394番地先から 米原市宇賀野字浜須加1853番地先まで	令和6.2.13	L=420.0m

滋賀県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和6年2月13日から令和6年2月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
大津能登川長浜線	米原市宇賀野字浜1394番地先から 米原市宇賀野字浜須加1853番地先まで	令和6.2.13	L=420.0m

滋賀県告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和6年2月13日から令和6年2月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	自転車歩行者専用道路の指定区間	敷地の幅員	延長	指定年月日
大津能登川長浜線	米原市宇賀野字浜1394番地先から 米原市宇賀野字浜須加1853番地先まで	最小 6.7m } 最大 3.5m	420.0m	令和6.2.13

滋賀県告示第47号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき自転車歩行者専用道路の指定を受けた次の道路の指定を解除しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和6年2月13日から令和6年2月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	自転車歩行者専用道路の指定の解除区間	敷地の幅員	延長	廃止年月日
大津能登川長浜線	米原市宇賀野字浜1394番地先から 米原市宇賀野字浜須加1853番地先まで	最小 3.5m } 最大 4.2m	420.0m	令和6.2.13

公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和6年2月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

労働者委員 榎並 典朗

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営下酢子池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和6年2月6日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営下酢子池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課、大津市産業観光部田園づくり振興課および草津市環境経済部農林水産課

3 縦覧期間 令和6年2月13日から令和6年3月13日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年3月28日までに審査請求をすることができる。

公安委員会規則

刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項および第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「できる」を「できる司法警察員および同法第201条の2第1項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる」に改める。

付則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

議会告示

滋賀県議会告示第2号

滋賀県議会委員会傍聴規程(平成24年滋賀県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月13日

滋賀県議会議長 奥村芳正

第7条第7号に次のただし書を加える。

ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

付則

1 この告示は、令和6年2月13日から施行する。

2 滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

別表滋賀県議会委員会傍聴規程(平成24年滋賀県議会告示第1号)の項中「第7条第8号ただし書」を「第7条第7号ただし書および第8号ただし書」に改める。